

第3回経営計画検討委員会の概要

- 1 日 時 平成23年7月19日(火)午後1時30分～4時45分
- 2 場 所 滋賀県大津合同庁舎 7階 7A会議室
- 3 出席委員 8委員全員
- 4 傍 聴 者 一般1名、社員3団体、報道機関7社

5 主な意見等

- (1) 長期経営計画(素案)および前回委員会での意見を踏まえた資料の修正について
 - ・適切な伐採・搬出方法は、事業地の地形等の状況に応じ選択することとし、路網と車両系高性能機械による作業システムを積極的に導入するという追加記載を説明

ア 天然下種更新が確実視できない林地は、造林木で残すことの検討も必要である。特調結果を重視する余りに、拙速した伐採方法等の結論を出すべきでない。公益的機能の発揮に主眼をおいた伐採方法を選択すべきである。

イ 路網、高性能機械の導入も必要であるが、地形的な制約もあり、コストがかからない伐採・搬出方法を選択すべきである。

ウ 収益を上げるためには材に見合った販売方法を選び、また、そのためには、仕分け方法も検討が必要である。

- (2) 土地所有者の意見について

ア 解除するなら、せめて枝打ちをして返還して欲しいとの声がある。

イ 解除でお荷物が返ってきたとの思いから、投機筋・外資へ売却が心配であり、歯止めが必要である。

ウ 契約解除後の森林のアフターケアは必要である。

- (3) 収支の見通しについて

ア 非皆伐の補助金を期待しているが、補助制度がどのように変わるか不明であり、民有林を圧迫するおそれもある。

イ 伐採回数を減らして、材積を確保すれば、生産コストの軽減につながり、収益は上がるのではないか。

ウ 補助制度も変わっていくので、収支見通しはその都度、見直すべきである。

- (4) 組織体制について

ア 2公社の合併に際しては、債権者の合意が必要である。

イ 分収契約者という特定の者を相手とする事業であるので、公益法人の認定は難しいのではないか。

- (5) その他健全な経営の確保について

ア 被災林、不採算林は減損会計を適用し、森林の評価を見直さないのか。

- (6) 中期経営改善計画(素案)について

ア 損益に関しては、民間企業と同じ感覚を持つべきだが、目先の利益を上げることだけに、集中すべきではない。公益面と経営面のバランスが必要である。

イ 収益を上げるためには、販売、市況等に精通する必要がある。経営判断を的確に下すためにも、企業研修を通じての人材育成は有効である。

ウ 一般入札もいいが、一部業者に片寄らないよう注意すべきである。業者が潤うだけでなく、公社および土地所有者へ還元されるよう願いたい。

その他

- ・次回、8月17日午後1時30分開催